

## 第Ⅱ章 特別支援学校における準ずる教育課程

### 1. 問題

#### (1) 教育課程の基準

特別支援学校の教育目標には、学校教育法第 72 条「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」とある。この目的の実現を目指して、平成 29 年告示の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(文部科学省, 2017)(以下、小学部・中学部学習指導要領)、平成 31 年告示の特別支援学校高等部学習指導要領(文部科学省, 2019a)(以下、高等部学習指導要領)には、各学部の教育目標が示されている。

##### <小学部・中学部>

- 1 小学部においては、学校教育法第 30 条第 1 項に規定する小学校教育の目標
- 2 中学部においては、学校教育法第 46 条に規定する中学校教育の目標
- 3 小学部及び中学部を通じ、児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

##### <高等部>

- 1 学校教育法第 51 条に規定する高等学校教育の目標
- 2 生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

そのため、小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領及び特別支援学校学習指導要領に示されている規定並びに各教科等の目標や内容に基づいて教育課程を編成することが求められる。

#### (2) 教育課程編成の基本的な要素が示される学校教育法施行規則の改正

教育課程編成の基本的な要素である各教科等の種類や授業時数等については、学校教育法施行規則に示されている。今回の学習指導要領の改訂にあたっては、中学校に関する規定の改正は行われなかったが、小学校及び高等学校については、次のような改正が行われた。小学校に関する規定では、外国語で多様な人々とコミュニケーションを図ることができる能力は、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、その基礎的な力を育成するために、小学校第 3・4 学年に「外国語活動」が、第 5・6 学年に「外国語科」が新設された。それに伴い、第 3・4 学年で新設された外国語活動に年間 35 単位時間、第 5・6 学年で新設された外国語科に年間 70 単位時間が充てられて、第 3 学年から第 6 学年で年間総授業時数は年間 35 単位時間増加した(文部科学省, 2018a)。

高等学校に関する規定では、各学科に共通する教科として「理数」が新設されたほか、各教科に属する科目の見直しが行われた。また、総合的な学習の時間について、より探究的な活動を重視する視点から位置付けを明確にするため、総合的な学習の時間が「総合的な探究の時間」に改められた（文部科学省，2019b）。

### （３）資質・能力の三つの柱と教科等横断的な視点

児童生徒に「生きる力」を育むことを目指して教育活動の充実を図るにあたっては、学校教育全体及び各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを、資質・能力の三つの柱を踏まえながら明確にすることが求められる。

小学部・中学部学習指導要領第１章第３節２（１）には、「各学校においては、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。」と示されている（高等部学習指導要領第１章第２款２に同様の規定あり）。

変化の激しい社会の中で、主体的に学んで必要な情報を判断し、よりよい人生や社会の在り方を考え、多様な人々と協働しながら問題を発見し解決していくために必要な力を、児童生徒一人一人に育んでいくためには、あらゆる教科等に共通した学習の基盤となる資質・能力や、教科等の学習を通じて身に付けた力を統合的に活用して現代的な諸課題に対応していくための資質・能力を、教育課程全体を見渡して育んでいくことが重要となる。

そして今回の学習指導要領の改訂では、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくカリキュラム・マネジメントを通じて、教育課程の評価と改善につなげていくよう求められている（文部科学省，2018b,2020a）。

### （４）特別支援学校の教育課程編成と内容及び授業時数等の取扱い

小学部・中学部学習指導要領及び高等部学習指導要領には、各教科等に関する内容の事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならないと示されている。しかし、障害の状態に応じた柔軟な教育課程が編成されるよう「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の項目には、障害の状態により特に必要がある場合は、各教科及び外国語活動の目標及び内容の一部を取り扱わないことができたり、当該学年より前の学年又は学部目標や内容の一部又は全部を替えたりすることができる等の特例が示されている（文部科学省，2018b,2020a）。

小学部・中学部における授業時数は、小学校又は中学校の各学年における総授業時数に準じ、各教科等の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間授業時数を適切に定めるよう示されている。その際、各教科等の適切な時数を定める場合には、簡単に小学校又は中学校と同じ授業時数にするというのではなく、学校において主体的な立場から弾力的な教育課

程の編成を主眼として、学校や児童生徒の実態に即して行うよう留意する必要がある（文部科学省，2018b）。

高等部における卒業までに履修させる単位数については、高等部学習指導要領第1章総則第2節第2款に、各教科・科目の単位数並びに総合的な探究の時間の単位数を含めて74単位（自立活動の授業については、授業時数を単位に換算して、この単位数に含めることができる。）以上とすると示されている。また教育課程の編成にあたっては、標準単位数を踏まえるが、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができることや、必履修教科・科目（標準単位数が2単位であるものを除く。）についてはその単位数の一部を減じることができる規定などが示されている（文部科学省，2020a）。

また各特別支援学校学習指導要領には、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分に考慮するとともに、配慮すべき事項が示されている。その事項の中には、基礎的・基本的な知識及び技能が着実に習得できるよう指導内容の精選、重点を置く事項に時間を多く配当することなどが示されている。

さらに特別支援学校においては、自立活動の指導に充てる授業時数及び単位数を児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて適切に設定されることが求められる。各学年における自立活動に充てる授業時数は、一律に授業時数の標準としては示されておらず、各学校が実態に応じた適切な指導を行うことができるようになっている。そのため、各教科等の授業時数や単位数との調整が必要になる。小学校・中学校の場合、自立活動の時間に充てる授業時数は、各学年の総授業時数の枠内に含まれることになっているため、標準授業時数に自立活動の時間を加えると、総授業時数を上回ることもある。こうした場合には、児童生徒の実態及びその負担過重について十分に考慮し、各教科等の授業時数を適切に定めることが大切である（文部科学省，2018b）。

## 2. 目的

各学校には、学校教育目標及び学習指導要領の理念を実現させるために、先述した規定などを踏まえ、各学校の実情に応じた教育課程を編成するとともに、教育課程の改善・充実を目指したカリキュラム・マネジメントが求められる。

そこで本報告では、本研究において行われた特別支援学校の小学部及び中学部を対象とした教育課程に関する質問紙調査、特別支援学校の高等部を対象とした質問紙調査、特別支援学校（準ずる教育課程）の事例研究から、教育課程の編成状況とカリキュラム・マネジメントの今日的な課題を検討する。

### 3. 研究Ⅰ（調査）

#### （1）方法

##### ①手続き

手続きは、「第Ⅰ章4. 本報告書の構成（2）研究の方法と結果等を記載した章①調査研究「a. 特別支援学校小・中学部教育課程状況調査（平成30年度）」及び「e. 特別支援学校高等部教育課程状況調査（令和元年度）」に示したとおりである。

##### ②質問項目

小学部・中学部においては、小学部第3学年・小学部第6学年・中学部第3学年の年間授業時数を確認した上で、障害の状態により各教科において一部取り扱っていない内容の状況について回答を求めた。

高等部においては、卒業までに履修させる単位数、必履修の教科・科目のうち学習指導要領に示されている標準単位数を増減して配当している教科・科目の現状、カリキュラム・マネジメントの課題について回答を求めた。

#### （2）結果

##### ①小学部第3学年・小学部第6学年・中学部第3学年の各教科等の年間授業時数

小学部第3学年・小学部第6学年・中学部第3学年の各教科等の年間授業時数は、表Ⅱ－1、表Ⅱ－2、表Ⅱ－3のとおりである。

小学部第3学年の年間授業時数のうち、各教科等の小学校標準授業時数より少ない年間授業時数の中央値は（表中網掛け囲み部分）、特別支援学校（視覚障害）の総合的な学習の時間 55.0 単位時間、特別支援学校（聴覚障害）の音楽 51.3 単位時間、体育 103.0 単位時間、総合的な学習の時間 53.0 単位時間、特別支援学校（肢体不自由）及び、特別支援学校（病弱）の体育 70.0 単位時間、総合的な学習の時間 55.0 単位時間であった。自立活動の年間授業時数の中央値は、全障害種 70.0 単位時間であった。

小学部第6学年の年間授業時数のうち、各教科等の小学校標準授業時数より少ない年間授業時数の中央値は（表中網掛け囲み部分）、特別支援学校（視覚障害）の家庭 54.0 単位時間、体育 72.5 単位時間、総合的な学習の時間 35.0 単位時間、特別支援学校（聴覚障害）の音楽 39.0 単位時間、総合的な学習の時間 40.0 単位時間、特別支援学校（肢体不自由）の家庭 45.0 単位時間、体育 63.8 単位時間、総合的な学習の時間 55.0 単位時間、特別支援学校（病弱）の体育 70.0 単位時間、総合的な学習の時間 38.0 単位時間であった。また、各教科等の小学校標準授業時数より多い年間授業時数の中央値は（表中白地囲み部分）、特別支援学校（聴覚障害）第6学年の国語で 177.0 単位時間であった。自立活動の年間授業時数の中央値は、特別支援学校（病弱）が 55.0 単位時間であったのに対して、その他の障害種は 70.0 単位時間であった。

中学部第3学年の時数のうち、各教科等の中学校標準授業時数より少ない年間授業時数

の中央値は（表中網掛け囲み部分）、特別支援学校（視覚障害）及び特別支援学校（聴覚障害）の総合的な学習の時間 35.0 単位時間、特別支援学校（肢体不自由）の保健体育 70.0 単位時間、総合的な学習の時間 56.5 単位時間、特別支援学校（病弱）の保健体育 70.0 単位時間であった。自立活動の年間授業時数の中央値は、特別支援学校（病弱）が 37.0 単位時間であったのに対して、その他の障害種は、70.0 単位時間であった。

表Ⅱ-1 小学部第3学年の年間授業時数の中央値

| 小3        | 国語    | 社会   | 算数    | 理科   | 音楽   | 図工   | 体育    | 道徳   | 外国語活動   | 総合   | 特別活動 | 自立活動  |
|-----------|-------|------|-------|------|------|------|-------|------|---------|------|------|-------|
| 小学校標準授業時数 | 245   | 70   | 175   | 90   | 60   | 60   | 105   | 35   | 35 (15) | 70   | 35   | —     |
| 視覚(n=13)  | 245.0 | 70.0 | 175.0 | 90.0 | 60.0 | 60.0 | 105.0 | 35.0 | 15.0    | 55.0 | 35.0 | 70.0  |
| 第1四分位数    | 230.0 | 70.0 | 175.0 | 90.0 | 53.0 | 50.0 | 88.0  | 35.0 | 15.0    | 35.0 | 35.0 | 61.0  |
| 第3四分位数    | 245.0 | 70.0 | 175.0 | 90.0 | 65.0 | 60.0 | 105.0 | 35.0 | 35.0    | 55.0 | 35.0 | 70.0  |
| 聴覚(n=30)  | 245.0 | 70.0 | 175.0 | 90.0 | 51.3 | 60.0 | 103.0 | 35.0 | 15.0    | 53.0 | 35.0 | 70.0  |
| 第1四分位数    | 245.0 | 70.0 | 175.0 | 88.1 | 35.0 | 53.5 | 79.8  | 35.0 | 15.0    | 35.0 | 35.0 | 70.0  |
| 第3四分位数    | 258.8 | 70.0 | 175.0 | 90.8 | 60.0 | 68.3 | 105.0 | 35.0 | 15.0    | 55.0 | 35.0 | 105.0 |
| 肢体(n=33)  | 245.0 | 70.0 | 175.0 | 90.0 | 60.0 | 60.0 | 70.0  | 35.0 | 15.0    | 55.0 | 35.0 | 70.0  |
| 第1四分位数    | 216.0 | 70.0 | 175.0 | 80.0 | 50.0 | 36.0 | 35.0  | 35.0 | 15.0    | 35.0 | 35.0 | 70.0  |
| 第3四分位数    | 245.0 | 70.0 | 175.0 | 91.0 | 70.0 | 60.0 | 70.0  | 35.0 | 35.0    | 70.0 | 35.0 | 140.0 |
| 病弱(n=17)  | 245.0 | 70.0 | 175.0 | 90.0 | 60.0 | 60.0 | 70.0  | 35.0 | 15.0    | 55.0 | 35.0 | 70.0  |
| 第1四分位数    | 245.0 | 70.0 | 175.0 | 90.0 | 55.0 | 55.0 | 70.0  | 35.0 | 15.0    | 35.0 | 35.0 | 35.0  |
| 第3四分位数    | 245.0 | 70.0 | 175.0 | 90.0 | 63.0 | 62.0 | 70.0  | 35.0 | 18.0    | 56.0 | 35.0 | 70.0  |

\*( )内の時数は移行措置期間中の標準授業時数

\*小学校標準授業時数とは、学校教育法施行規則第 51 条に規定されている各教科等の年間授業時数である。

表Ⅱ-2 小学部第6学年の年間授業時数の中央値

| 小6        | 国語    | 社会    | 算数    | 理科    | 音楽   | 図工   | 家庭   | 体育   | 外国語<br>(外国語活動) | 道徳   | 総合   | 特別活動 | 自立活動  |
|-----------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|----------------|------|------|------|-------|
| 小学校標準授業時数 | 175   | 105   | 175   | 105   | 50   | 50   | 55   | 90   | 70(50)         | 35   | 70   | 35   | —     |
| 視覚(n=12)  | 175.0 | 105.0 | 175.0 | 105.0 | 50.0 | 50.0 | 54.0 | 72.5 | 50.0           | 35.0 | 35.0 | 35.0 | 70.0  |
| 第1四分位数    | 175.0 | 101.3 | 175.0 | 105.0 | 50.0 | 47.5 | 50.0 | 70.0 | 50.0           | 35.0 | 35.0 | 35.0 | 59.5  |
| 第3四分位数    | 176.3 | 105.0 | 175.0 | 105.0 | 53.0 | 50.5 | 55.0 | 90.0 | 70.0           | 35.0 | 55.0 | 35.0 | 70.0  |
| 聴覚(n=27)  | 177.0 | 105.0 | 175.0 | 105.0 | 39.0 | 50.0 | 55.0 | 90.0 | 50.0           | 35.0 | 40.0 | 35.0 | 70.0  |
| 第1四分位数    | 175.0 | 101.5 | 175.0 | 97.0  | 35.0 | 50.0 | 50.0 | 70.0 | 50.0           | 35.0 | 33.5 | 35.0 | 70.0  |
| 第3四分位数    | 210.0 | 105.0 | 175.0 | 105.0 | 50.0 | 58.5 | 55.0 | 90.0 | 50.0           | 35.0 | 55.0 | 35.0 | 97.5  |
| 肢体(n=32)  | 175.0 | 105.0 | 175.0 | 105.0 | 50.0 | 50.0 | 45.0 | 63.8 | 50.0           | 35.0 | 55.0 | 35.0 | 70.0  |
| 第1四分位数    | 175.0 | 93.8  | 175.0 | 103.8 | 35.8 | 35.0 | 35.0 | 35.0 | 49.8           | 35.0 | 35.0 | 35.0 | 68.3  |
| 第3四分位数    | 175.0 | 105.0 | 175.0 | 105.0 | 50.0 | 50.6 | 55.0 | 70.0 | 52.7           | 35.0 | 70.0 | 35.0 | 107.5 |
| 病弱(n=17)  | 175.0 | 105.0 | 175.0 | 105.0 | 50.0 | 50.0 | 55.0 | 70.0 | 50.0           | 35.0 | 38.0 | 35.0 | 55.0  |
| 第1四分位数    | 175.0 | 105.0 | 175.0 | 105.0 | 50.0 | 50.0 | 40.0 | 55.0 | 50.0           | 35.0 | 35.0 | 35.0 | 35.0  |
| 第3四分位数    | 175.0 | 105.0 | 175.0 | 105.0 | 52.5 | 50.0 | 55.0 | 70.0 | 53.0           | 35.0 | 55.0 | 35.0 | 70.0  |

\*( )内の時数は移行措置期間中の標準授業時数

\*小学校標準授業時数とは、学校教育法施行規則第 51 条に規定されている各教科等の年間授業時数である。

表Ⅱ-3 中学部第3学年の年間授業時数の中央値

| 中3            | 国語    | 社会    | 数学    | 理科    | 音楽   | 美術   | 保健<br>体育 | 技術・<br>家庭 | 外国語   | 道徳   | 総合   | 特別<br>活動 | 自立<br>活動 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|------|------|----------|-----------|-------|------|------|----------|----------|
| 中学校標準<br>授業時数 | 105   | 140   | 140   | 140   | 35   | 35   | 105      | 35        | 140   | 35   | 70   | 35       | —        |
| 視覚(n=12)      | 105.0 | 140.0 | 140.0 | 140.0 | 35.0 | 35.0 | 105.0    | 35.0      | 140.0 | 35.0 | 35.0 | 35.0     | 70.0     |
| 第1四分位数        | 105.0 | 140.0 | 140.0 | 140.0 | 35.0 | 35.0 | 105.0    | 35.0      | 140.0 | 35.0 | 35.0 | 35.0     | 35.0     |
| 第3四分位数        | 105.0 | 140.0 | 140.0 | 140.0 | 35.0 | 35.0 | 105.0    | 35.0      | 140.0 | 35.0 | 53.0 | 35.0     | 70.0     |
| 聴覚(n=31)      | 105.0 | 140.0 | 140.0 | 140.0 | 35.0 | 35.0 | 105.0    | 35.0      | 140.0 | 35.0 | 35.0 | 35.0     | 70.0     |
| 第1四分位数        | 105.0 | 140.0 | 140.0 | 140.0 | 35.0 | 35.0 | 105.0    | 35.0      | 140.0 | 35.0 | 35.0 | 35.0     | 35.0     |
| 第3四分位数        | 140.0 | 140.0 | 140.0 | 140.0 | 35.0 | 35.0 | 105.0    | 35.0      | 140.0 | 35.0 | 70.0 | 35.0     | 70.0     |
| 肢体(n=32)      | 105.0 | 140.0 | 140.0 | 140.0 | 35.0 | 35.0 | 70.0     | 35.0      | 140.0 | 35.0 | 56.5 | 35.0     | 70.0     |
| 第1四分位数        | 105.0 | 107.3 | 140.0 | 140.0 | 35.0 | 35.0 | 70.0     | 35.0      | 137.0 | 35.0 | 35.0 | 35.0     | 57.5     |
| 第3四分位数        | 106.5 | 140.0 | 140.0 | 140.0 | 35.0 | 35.0 | 105.0    | 35.6      | 140.0 | 35.0 | 70.0 | 35.0     | 105.0    |
| 病弱(n=19)      | 105.0 | 140.0 | 140.0 | 140.0 | 35.0 | 35.0 | 70.0     | 35.0      | 140.0 | 35.0 | 70.0 | 35.0     | 37.0     |
| 第1四分位数        | 105.0 | 140.0 | 140.0 | 140.0 | 35.0 | 35.0 | 70.0     | 35.0      | 140.0 | 35.0 | 35.0 | 35.0     | 35.0     |
| 第3四分位数        | 105.0 | 140.0 | 140.0 | 140.0 | 35.0 | 35.0 | 105.0    | 35.0      | 140.0 | 35.0 | 70.0 | 35.0     | 70.0     |

\*中学校標準授業時数とは、学校教育法施行規則第73条に規定されている各教科等の年間授業時数である。

## ②障害の状態により各教科において一部取り扱っていない内容に関する回答

準ずる教育課程小学部第3学年及び第6学年において各教科で一部取り扱っていない内容について、表Ⅱ-4に回答の概要を示した。いずれの学年、教科においても、回答人数は10人未満であった。回答が少数であったことから、一部取り扱っていない内容がある学校は極めて少ないと捉えられる。

回答内容は、視覚障害では国語の漢字や理科の影や天体に関する内容など見ることに関連すること、聴覚障害では外国語のリスニングなど聞くことに関連すること、肢体不自由では算数や数学の作図や理科の実験など手先の操作に関する事など、障害から生じる困難さが背景にあるものが多かった。

表Ⅱ-4 各教科において一部取り扱っていない内容に関する回答の概要

| 記述回答の概要      |                                                                     |
|--------------|---------------------------------------------------------------------|
| 小3 国語        | ・視覚障害：漢字、書くことに関する内容<br>・聴覚障害：聞くことに関する内容<br>・肢体不自由：書くこと、話し合うことに関する内容 |
| 小3 算数        | ・視覚障害：筆算に関する事                                                       |
| 小3 理科        | ・視覚障害：影に関する学習<br>・肢体不自由：作ることが含まれる学習<br>・病弱：生き物や植物を育てることに関する学習       |
| 小3 外国語<br>活動 | ・視覚障害：アルファベットに関する学習<br>・聴覚障害：リスニング、発音に関する学習                         |
| 小6 国語        | ・視覚障害：漢字に関する学習<br>・聴覚障害：聞くことに関する学習<br>・肢体不自由：話すこと、書くことに関する学習        |
| 小6 算数        | ・肢体不自由：作図、測定に関する学習                                                  |
| 小6 理科        | ・肢体不自由：実験、観察に関する内容<br>・病弱：植物の成長に関する内容                               |

|         |                                                                                                                                                    |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小 6 外国語 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害：絵カードを用いた内容</li> <li>・聴覚障害：聞くことに関する内容</li> <li>・肢体不自由：発音に関する内容</li> </ul>                              |
| 中 3 国語  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害：漢字、漢文に関する内容</li> <li>・聴覚障害：聞くことに関する内容</li> <li>・肢体不自由：書くこと、話し合うことに関する内容</li> <li>・病弱：小説の一部</li> </ul> |
| 中 3 数学  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害：関数、図形に関する内容</li> <li>・肢体不自由：作図に関する内容</li> </ul>                                                       |
| 中 3 理科  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害：天体に関する内容</li> <li>・聴覚障害：音に関する内容、抽象性が高い内容</li> <li>・肢体不自由：作図、観察、実験に関する内容</li> </ul>                    |
| 中 3 外国語 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障害：聞くこと、発音に関する内容</li> <li>・肢体不自由：筆記、英作文に関する内容</li> </ul>                                                 |

### ③高等部準ずる教育課程普通科における自立活動の単位数

普通科の教育課程における自立活動の設定状況について回答を求めた。回答に当たっては、高等部学習指導要領における教育課程の規定（第 1 章第 2 節第 2 款第 1 の 1）（文部科学省、2009）に基づき、自立活動の授業時数を単位換算（1 単位時間 50 分で 35 単位時間の授業を 1 単位として計算）し、「設定単位数」として回答を求めた。

146 校から回答があり、卒業までの自立活動の単位数を見てみると、3 年間で 3 単位（各学年 1 単位相当の時間）の自立活動を教育課程に位置付けている学校数が最も多く 60 校だった（表Ⅱ－5）。

表Ⅱ－5 高等部自立活動の単位設定（n=146）

| 3 単位 | 4 単位 | 5 単位 | 6 単位 | 7 単位 | 8 単位 | 9 単位 | 10 単位 | 12 単位以上 |
|------|------|------|------|------|------|------|-------|---------|
| 60   | 5    | 5    | 40   | 5    | 3    | 8    | 2     | 18      |

### ④準ずる教育課程普通科：総合的な学習の時間・総合的な探究の時間

普通科の教育課程における総合的な学習の時間・総合的な学習（探究）の時間（以下、総合的な学習（探究）の時間）の設定単位の状況について回答を求めた。146 校全ての学校で、総合的な学習（探究）の時間を教育課程に位置付けていた。最も少ない設定単位数は 2 単位（第 1 学年及び第 2 学年で 1 単位履修）、最も多い設定単位数は 9 単位（各学年 3 単位）だった。単位数 3 単位（各学年 1 単位）として設定している学校が最も多く、146 校中 98 校であった。

### ⑤普通科：標準単位数を超えて配当している教科・科目

必修教科・科目を中心に、学習指導要領に示されている標準単位数を超えて配当している教科・科目について回答を求めた。8 割を超える学校 146 校中 119 校（81.5%）において、標準を超えた単位数を配当した教育課程を編成していた。特別支援学校（視覚障害）27 校、特別支援学校（聴覚障害）31 校、特別支援学校（肢体不自由）41 校、特別支援学

校（病弱）20校であった。学習指導要領に示されている標準単位数を超えて配当している119校について、標準単位数を超えて配当している教科・科目及び理由の内訳を教科毎に集計した（表Ⅱ－6）。

表Ⅱ－6標準単位数を超えて配当している教科・科目及び理由（n=119）

| 教科                | 科目                | 理由                | 視覚<br>n=27        | 聴覚<br>n=31 | 肢体<br>n=41 | 病弱<br>n=20 | 小計 | 計  |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------|------------|------------|----|----|
| 国語                | 国語総合              | 基礎的・基本的事項の修得を図るため | 10                | 14         | 23         | 8          | 55 | 97 |
|                   |                   | 障害に応じた配慮のため       | 1                 | 4          | 0          | 0          | 5  |    |
|                   | 国語表現              | 基礎的・基本的事項の修得を図るため | 4                 | 2          | 2          | 3          | 11 |    |
|                   |                   | 記載なし              | 1                 | 2          | 0          | 0          | 3  |    |
|                   | 現代文 A             | 基礎的・基本的事項の修得を図るため | 1                 | 4          | 5          | 1          | 11 |    |
|                   | 現代文 B             | 基礎的・基本的事項の修得を図るため | 3                 | 2          | 1          | 1          | 7  |    |
|                   | 現代文 B             | 障害に応じた配慮のため       | 0                 | 2          | 1          | 0          | 3  |    |
|                   |                   | 基礎的・基本的事項の修得を図るため | 0                 | 0          | 1          | 0          | 1  |    |
| 古典 B              | 障害に応じた配慮のため       | 0                 | 0                 | 1          | 0          | 1          |    |    |
|                   | 地理<br>歴史          | 世界史 A             | 基礎的・基本的事項の修得を図るため | 9          | 1          | 11         | 9  | 30 |
| 障害に応じた配慮のため       |                   |                   | 1                 | 0          | 0          | 0          | 1  |    |
| 世界史 B             |                   | 基礎的・基本的事項の修得を図るため | 2                 | 0          | 0          | 0          | 2  |    |
|                   |                   | 障害に応じた配慮のため       | 1                 | 0          | 0          | 0          | 1  |    |
| 日本史 A             |                   | 基礎的・基本的事項の修得を図るため | 4                 | 1          | 1          | 3          | 9  |    |
|                   |                   | 障害に応じた配慮のため       | 1                 | 0          | 0          | 0          | 1  |    |
| 日本史 B             |                   | その他               | 1                 | 0          | 0          | 0          | 1  |    |
|                   |                   | 基礎的・基本的事項の修得を図るため | 3                 | 0          | 1          | 0          | 4  |    |
| 地理 A              | 障害に応じた配慮のため       | 2                 | 0                 | 0          | 0          | 2          |    |    |
|                   | 基礎的・基本的事項の修得を図るため | 4                 | 3                 | 9          | 3          | 19         |    |    |
| 地理 B              | 障害に応じた配慮のため       |                   | 1                 | 0          | 0          | 1          |    |    |
|                   | 基礎的・基本的事項の修得を図るため | 1                 | 1                 | 1          | 0          | 3          |    |    |
|                   | 障害に応じた配慮のため       | 2                 | 0                 | 0          | 0          | 2          |    |    |
|                   | 公民                | 現代社会              | 基礎的・基本的事項の修得を図るため | 12         | 6          | 10         | 6  | 34 |
| 障害に応じた配慮のため       |                   |                   | 2                 |            | 0          | 0          | 2  |    |
| 政治・経済             |                   | その他               | 0                 | 2          | 1          | 0          | 3  |    |
|                   |                   | 記載なし              | 1                 | 0          | 0          | 0          | 1  |    |
| 数学                | 数学Ⅰ               | 基礎的・基本的事項の修得を図るため | 0                 | 2          | 0          | 0          | 2  |    |
|                   |                   | 基礎的・基本的事項の修得を図るため | 13                | 12         | 25         | 14         | 64 |    |
|                   |                   | 障害に応じた配慮のため       | 2                 | 1          | 0          | 0          | 3  |    |
|                   | 数学Ⅱ               | 記載なし              | 1                 | 0          | 0          | 0          | 1  |    |
|                   |                   | 基礎的・基本的事項の修得を図るため | 2                 | 4          | 1          | 0          | 7  |    |
|                   | 数学Ⅲ               | 障害に応じた配慮のため       | 0                 | 0          | 1          | 0          | 1  |    |
|                   |                   | 基礎的・基本的事項の修得を図るため | 0                 | 1          | 0          | 0          | 1  |    |
|                   | 数学 A              | その他               | 0                 | 0          | 0          | 1          | 1  |    |
|                   |                   | 基礎的・基本的事項の修得を図るため | 3                 | 2          | 7          | 3          | 15 |    |
|                   | 数学 B              | 記載なし              | 1                 | 0          | 0          | 0          | 1  |    |
| 基礎的・基本的事項の修得を図るため |                   | 0                 | 1                 | 1          | 0          | 2          |    |    |
| 数学活用              | 基礎的・基本的事項の修得を図るため | 0                 | 3                 | 2          | 1          | 6          |    |    |
|                   | 障害に応じた配慮のため       | 0                 | 1                 | 0          | 0          | 1          |    |    |
| 理科                | 科学と人間生活           | 基礎的・基本的事項の修得を図るため | 5                 | 1          | 5          | 5          | 16 | 62 |
|                   |                   | 障害に応じた配慮のため       | 1                 | 0          | 0          | 0          | 1  |    |
|                   |                   | 進学・進路のため          | 1                 | 0          | 0          | 0          | 1  |    |
|                   | 物理基礎              | 基礎的・基本的事項の修得を図るため | 2                 | 1          | 1          | 0          | 4  |    |
|                   | 化学基礎              | 基礎的・基本的事項の修得を図るため | 6                 | 2          | 3          | 4          | 15 |    |
|                   | 生物基礎              | 基礎的・基本的事項の修得を図るため | 7                 | 2          | 6          | 7          | 22 |    |

|          |               |                   |   |    |    |   |    |    |
|----------|---------------|-------------------|---|----|----|---|----|----|
|          |               | 進学・進路のため          | 1 | 0  | 0  | 0 | 1  |    |
|          | 地学基礎          | 基礎的・基本的事項の修得を図るため | 1 | 0  | 0  | 1 | 2  |    |
| 保健<br>体育 | 体育            | 基礎的・基本的事項の修得を図るため | 4 | 0  | 2  | 1 | 7  | 22 |
|          |               | 障害に応じた配慮のため       | 1 | 1  | 1  | 0 | 3  |    |
|          |               | その他               | 3 | 3  | 0  | 2 | 8  |    |
|          |               | 記載なし              | 0 | 0  | 0  | 1 | 1  |    |
|          |               |                   |   |    |    |   |    |    |
|          | 保健            | 基礎的・基本的事項の修得を図るため | 1 | 1  | 0  | 0 | 2  |    |
|          |               | 指導体制や他教科の関係       | 0 | 0  | 1  | 0 | 1  |    |
| 芸術       | 音楽Ⅰ           | 基礎的・基本的事項の修得を図るため | 2 | 1  | 4  | 3 | 10 | 26 |
|          |               | 障害に応じた配慮のため       | 0 | 0  | 2  | 0 | 2  |    |
|          |               | その他               | 0 | 0  | 3  | 0 | 3  |    |
|          | 美術Ⅰ           | 基礎的・基本的事項の修得を図るため | 0 | 1  | 3  | 2 | 6  |    |
|          |               | 障害に応じた配慮のため       | 0 | 0  | 2  | 0 | 2  |    |
|          |               | その他               | 0 | 0  | 1  | 0 | 1  |    |
|          | 書道Ⅰ           | 基礎的・基本的事項の修得を図るため | 0 | 0  | 0  | 1 | 1  |    |
|          |               | その他               | 0 | 0  | 0  | 1 | 1  |    |
| 外国語      | コミュニケーション英語Ⅰ  | 基礎的・基本的事項の習得を量るため | 9 | 12 | 16 | 9 | 46 | 60 |
|          |               | 障害に応じた配慮のため       | 1 | 0  | 0  | 0 | 1  |    |
|          |               | 記載なし              | 0 | 0  | 0  | 1 | 1  |    |
|          | コミュニケーション英語Ⅱ  | 基礎的・基本的事項の習得を量るため | 0 | 2  | 1  | 0 | 3  |    |
|          |               | 記載なし              | 1 | 0  | 0  | 0 | 1  |    |
|          | コミュニケーション英語Ⅲ  | 障害に応じた配慮のため       | 0 | 0  | 1  | 0 | 1  |    |
|          | コミュニケーション英語基礎 | 基礎的・基本的事項の習得を量るため | 0 | 0  | 0  | 1 | 1  |    |
|          |               | 記載なし              | 0 | 0  | 0  | 1 | 1  |    |
|          | 英語表現Ⅰ         | 基礎的・基本的事項の修得を図るため | 0 | 1  | 2  | 0 | 3  |    |
|          | 英語会話          | 基礎的・基本的事項の修得を図るため | 0 | 0  | 2  | 0 | 2  |    |
| 家庭       | 家庭基礎          | 基礎的・基本的事項の修得を図るため | 0 | 0  | 4  | 0 | 4  | 17 |
|          |               | 障害に応じた配慮のため       | 0 | 0  | 1  | 0 | 1  |    |
|          |               | その他               | 0 | 0  | 1  | 0 | 1  |    |
|          | 家庭総合          | 基礎的・基本的事項の修得を図るため | 2 | 1  | 3  | 3 | 9  |    |
|          |               | その他               | 1 | 0  | 1  | 0 | 2  |    |
| 情報       | 社会と情報         | 基礎的・基本的事項の修得を図るため | 3 | 2  | 7  | 5 | 17 | 20 |
|          |               | 障害に応じた配慮のため       | 1 | 0  | 1  | 0 | 2  |    |
|          |               | 進学・進路のため          | 0 | 0  | 1  | 0 | 1  |    |

#### ⑥カリキュラム・マネジメントを実施する上での課題

学習指導要領に示されている以下の四つの側面を踏まえ、カリキュラム・マネジメントを実施する上での学校の課題について、側面として示した四つに「特になし」を加えた五つの選択肢（複数回答）により高等部調査で回答を求めたところ、延べ244件の回答が得られた。

高等部準ずる教育課程でカリキュラム・マネジメントを実施する際に、最も課題となっているのは、「人的又は物的な体制を確保すること」（79校）、「教科横断的な視点で組み立てていくこと」（67校）、「個別の指導計画の実施状況の評価と改善を教育課程の評価と改善につなげること」（46校）、「教育課程の実施状況の評価してその改善を図っていくこと」（38校）となった。「特になし」は14校から回答された。

さらに課題について自由記述による回答を求めた。主な回答内容を挙げると、各教科等

では担当者間による検討の場を設けているが、教科等横断的な視点で教科の枠を越えての話し合いは十分にできていない、設定する教科・科目の免許を保有する教員の確保から学部や教育課程を越えた教員が教科を担当したり、非常勤講師が担当したりするなどの指導体制の調整が必要といった内容が課題として挙げられていた。他には、評価時期や個別の指導計画の評価を教育課程の改善に活かす、個別の指導計画と年間計画の関連など、カリキュラム・マネジメントの手続の確立、実態に幅のある生徒への対応、当該障害種の専門性の維持・継承なども挙げられていた。

### ⑦目標に準拠した学習評価の課題

高等部準ずる教育課程での目標に準拠した評価を行うにあたっての課題について、自由記述により回答を求め、89校より回答を得た。記述された内容ごとにカテゴリ化した結果、表Ⅱ－7のように分類された。上位3つのカテゴリは、「評価の客観性・信頼性・妥当性」（22校）「生徒の実態差に対応した学習評価」（19校）「目標に準拠した評価に関する教員間の共通理解」（10校）であった。

表Ⅱ－7 高等部準ずる教育課程における目標に準拠した学習評価の課題  
(自由記述内容) (n=89)

| カテゴリ                             | 回答校数 |
|----------------------------------|------|
| 評価の客観性・信頼性・妥当性                   | 22   |
| 生徒の実態差に対応した学習評価                  | 19   |
| 目標に準拠した評価に関する教員間の共通理解            | 10   |
| 出席が少ない生徒の評価                      | 9    |
| 義務教育段階の学び直しが必要な生徒の評価             | 9    |
| 障害特性を踏まえた指導とその評価の関連(合理的配慮の提供を含む) | 7    |
| 学校として未対応・未実施                     | 3    |
| 評価の観点の明確化                        | 3    |
| 指導目標や指導内容の妥当性                    | 2    |
| 教科指導の専門性や指導経験の少なさ                | 2    |
| 生徒や保護者への学習評価の周知                  | 2    |
| 集団指導を前提とした学習評価の困難さ               | 1    |

### (3) 考察

#### ①授業時数及び単位数の設定について

特別支援学校では、教育課程の編成において、自立活動の時間を設定することや、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮して負担過重にならないよう適切

に設定することが求められる。そのため、各教科等の授業時数や単位数を調整して設定することが必要になる。本調査の義務教育段階においては、小学部第3学年、第6学年、中学部第3学年と限られた学年の授業時数ではあるが、各学校の特色ある教育課程の一端を把握することができた。

自立活動の時数においては、個々の実態に応じた指導を展開することが原則となることから、標準授業時数として示されていないが、小学部・中学部では、概ね70単位時間（週当たり2単位時間）の設定であることが分かる。学校種間を比較してみると、特に特別支援学校（病弱）が他の障害種特別支援学校と比較すると少ない授業時数であった。これは病院隣接の特別支援学校（病弱）の場合、治療が優先されるため授業時数も限られることや退院後に居住地域の小学校・中学校等に戻る児童生徒が多く各教科等の学習進度を遅らせたくないという本人や保護者の教育的ニーズなどにより教科指導の時数も確保する必要があることが考えられる。全ての高等部普通科において自立活動を教育課程に位置付けていたが、三年間で3単位が一番多かった。特別支援学校学習指導要領には、各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、児童生徒の障害の状態に応じて適切に定めることと記されている。その際、各教科等の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童生徒の負担過重にならないようにしたりする必要性が記されている。現在の教育課程の妥当性を確認するためにも、指導の評価と照らし合わせながらあらためて各教科等の指導と自立活動の指導のバランスを再度確認することが課題であると考ええる。

小学校・中学校の標準授業時数を下回った教科等の中央値に着目してみると、特別支援学校（病弱）中学部第3学年を除く特別支援学校の総合的な学習の時間が標準授業時数よりも少なかった。

総合的な学習の時間の他に、小学校・中学校の標準時数より少ない授業時数の各教科の中央値は、学校種や学年によって異なるが、体育、保健体育、家庭、音楽であり実技を伴う教科であることが分かった。音楽は特別支援学校（聴覚障害）のみであり、聴覚障害により音の聞き取りの困難さが関係していると推察する。家庭は特別支援学校（視覚障害）と特別支援学校（肢体不自由）のみであり、障害特性から操作面の困難さが関係していると推察する。体育及び保健体育は、全障害種の特別支援学校であった。これは障害特性から考えると、移動や運動・動作の困難さの他に、医療機関に隣接する特別支援学校（肢体不自由）や特別支援学校（病弱）の場合、治療や医療的な配慮の関係から運動制限があることもあり、体育の授業時数が少なく設定されていることが考えられる。そして、これらの教科を減じた時数分を自立活動の指導の時間にあてていることが考えられる。

一方、小学部・中学部で標準時数を上回った教科等の中央値は、特別支援学校（聴覚障害）小学部第6学年の国語であった。従来、聴覚障害教育においては、言語指導が課題になっており（例えば、文部科学省、2020b）、障害特性に応じ、授業時数を多く設定していることが推察される。

高等部においては、多様な教科・科目で単位を増やしていた。その理由の多くが基礎・

基本の定着や障害特性に応じた指導のためであった。

高等部学習指導要領第1章総則第2款4には、学部段階間及び学校段階等間の接続に関する規定が示されている。本規定には、中学部における教育又は中学校教育までの学習の成果が高等部における教育に円滑に接続され、高等部における教育段階の終わりまでに育成することを目指す資質・能力を、生徒が確実に身に付けることや、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることなどが示されている。

特別支援学校の場合、小学部・中学部・高等部が一貫して設置されている学校が多いことや小学校・中学校等からの転籍・入学してくる児童生徒もいる。そのため地域や在籍する児童生徒の実態を踏まえて障害特性に応じた指導を実践し、着実に生きる力を育むためにも、学部段階間の教育が円滑に接続され、系統的・計画的な指導が行われる教育課程の編成や指導の工夫を目指したカリキュラム・マネジメントの充実が課題になると考える。

## ②障害の特性に応じた指導について

小学部・中学部においては、特別支援学校（病弱）中学部第3学年以外で総合的な学習の時間が標準授業時数よりも少なかった。総合的な学習の理念を踏まえると、各教科等で学んだ力を支えにして、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことに期待される。限られた時数で学びを深めるためには、指導内容や方法の工夫が必要であると考えられる。

小学部・中学部学習指導要領及び高等部学習指導要領の規定により、児童生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、各教科の目標や内容の一部を取り扱わないことができる。また各教科の指導の配慮事項として、障害特性に応じて指導内容を適切に精選したり、基礎的・基本的な事項に重点を置いたりして計画的に指導することが示されている。

今回の小学部・中学部の調査では、一部取り扱わない内容の回答は極少数であり、その対象となる児童生徒数や、児童生徒の実態、記述された内容について、どの程度取り扱っていないかなど、詳細な背景までは調査していなかった。実際には、取り扱わないとするのではなく、障害特性を踏まえた指導の手立てや配慮、教材・教具の工夫などを施しながら指導を実践していると推察する。

先述したように、特別支援学校においては、限られた授業時数の中で障害特性に応じた指導を効果的に行うことが求められることから、教科等横断的な視点での授業計画も重要になると考え、引き続き実践の収集と先進的な取組を発信していくことが重要であると考えられる。

（北川・小西）

## 4. 研究Ⅱ 当該学年に準ずる教育課程を実施する特別支援学校の事例

### (1) はじめに

研究Ⅰでは、各学校の特色や在籍する児童生徒の実態に応じて授業時数や単位を設定した教育課程の編成状況が把握された。改訂された学習指導要領には、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るよう示された。そこで当該学年に準ずる教育課程を編成し実施する特別支援学校における教科等横断的な視点からの教育課程の編成に係る取組状況を事例的に整理する。

### (2) 方法

調査を行う特別支援学校の選定にあたっては、平成30年度に実施した調査結果及び教育委員会関係者からの情報等を参考に、小・中学校との連続性や教科等横断的視点を意識した実践や学校研究等を計画しているA県立B特別支援学校を選定した。本報告では、教育課程の編成・実施・評価・改善の取組状況について関係教員から聞き取った内容を報告する。

### (3) 学校概要

A県立B特別支援学校は、幼稚部、小学部、中学部の三つの学部を設置した聴覚障害者である幼児児童生徒を教育する特別支援学校である。令和元年度および2年度の在籍幼児児童生徒数は76名で、教職員数は53名であった。小学部は11学級中5学級が重複学級（平成30年度は12学級中6学級が重複学級）である。

### (4) カリキュラム・マネジメントの取組状況

#### ①教員に対する学習指導要領の内容の周知

A県教育委員会が主催する小学部・中学部学習指導要領及び高等部学習指導要領の実施に向けた伝達研修会に教務主任及び学部主事等が参加し、改訂の趣旨や教育課程編成上の重点事項等について把握することに努めた。その上で、小学部・中学部学習指導要領及び高等部学習指導要領に関わる校内研修会を開催し、各学部主事から、それぞれの学部に関わる改訂のポイントについて説明を行った。説明者である教務主任や学部主事は、まず自己研修を進め、教職経験年数の少ない教員にも分かりやすく伝えられるよう資料を工夫するなどし、A県教育委員会からの伝達事項に関わる説明を行った。こうした校内研修会を平成29年度より年間1回実施し、各学部の「核」となる学部主事を担当する教員の新学習指導要領の理解を深めることで、「教育指導計画（後述）」作成時や評価時の担任等への助言に生かし、その後の各学部における適切な教育課程の編成につなげた。また、令和2年

度から「主体的・対話的で深い学び」を研究の柱とした学校テーマ研究に取組み、教員の理解を深めようと、グループ研修を重ねている。

## ② 準ずる教育課程の実施に関わる対応

A 県の各特別支援学校は、教育課程編成に関わる届出文書「教育指導計画」（総授業時数及び各教科・領域の指導時数を記入した計画）を年間通じて定期的に県教育委員会に提出している。B 特別支援学校においては、「教育指導計画」の提出時期に連動させながら、年間の教育課程の評価・改善計画を作成している。年間を通じた教育課程に関わるスケジュールを表Ⅱ-8に示す。

表Ⅱ-8 教育課程編成・実施・評価に関わる1年間のスケジュール

| 月  | 時期  | 予定                                                                                 |
|----|-----|------------------------------------------------------------------------------------|
| 4  | 当初  | 教務主任が個別の指導計画（自立活動及び各教科）の作成について教員に説明<br>●「教育指導計画」を県教育委員会に提出                         |
|    | 月末  | 担任は各教科の個別の指導計画に「個別の配慮事項」「年間計画」を記入し提出                                               |
| 7  | 夏休み | 担任は個別の指導計画を評価、各学部で「教育指導計画」を修正                                                      |
| 9  | 当初  | 担任は2学期に実施する配慮を記入し学部主事に提出<br>学部主事が確認し、適宜、担任に助言                                      |
| 12 | 冬休み | ●次年度の教育課程編成の方針の決定<br>●次年度の「教育指導計画（案）」の作成・検討<br>担任は個別の指導計画を評価、見直し                   |
| 1  | 月末  | 担任は3学期に実施する配慮を記入し学部主事に提出<br>学部主事が確認し、適宜、担任に助言                                      |
| 2  |     | ●次年度の「教育指導計画（案）」の決定                                                                |
| 3  | 年度末 | 担任は記入の終わった個別の指導計画を学部主事に提出<br>学部主事は確認し、適宜、担任に助言<br>学部主事から教務主任に提出<br>教務主任の確認後、管理職に提出 |

\* 教育指導計画：総授業時数及び各教科等の指導時数を記入した計画

### ③研究体制

令和2年度は、「聴覚障がい児の主体的・対話的で深い学びを目指した授業づくり」を研究主題に学校テーマ研究を進めている。これまで学部別に行っていた研究を、小中学部は、教科の特性や今年度指導を受け持っている教育課程などを考慮して、3グループに縦割りで構成し、小中学部の系統性、教科の専門性を意識して、単元構成の工夫、単元デザインに取り組んだ。

### ④校内研修

聴覚障害教育の指導歴の浅い教員を対象として、専門性の基礎となる内容（発音、手話、教科等）について、ベースアップ研修を行った。令和元年度末の休校期間中には、校内の指導的立場にある教員を中心に、「教科等横断的視点」を学ぶため、実際の年間指導計画をもとに関連付けについて、若手教員を中心に勉強会を実施した。また、学習指導要領の内容について全職員で理解を深めるため、全職員を対象として Web 会議システムを用いた全体研修会も実施した。

### ⑤個別の指導計画の見直し

令和2年度より、個別の指導計画の書式について、改善を行った。これまで、教科ごとに別ファイルとして分かれていたものを、各学期で全教科を見られる書式へと変更した。担当している児童生徒の他の教科のこともわかるようになり、教科等横断的視点を意識しやすく工夫している。記載する項目や量についても精選し、教員の負担軽減をしつつ、課題に対する改善内容を具体的に記載する項目を作り、次の学期や次年度の指導に生かせるようにした。

### ⑥教科等横断的視点による単元構成

教科等横断的視点を意識して、単元指導計画を作成していくなかで、今年度は以下のような変更等を行った（表Ⅱ－9）。

表Ⅱ－9 教科等横断的な視点による単元構成の概要

| 当該学年教科と単元 |          |                            | 概要                                       |
|-----------|----------|----------------------------|------------------------------------------|
| 小2        | 図工<br>国語 | ストローでこんにちは<br>馬のおもちゃの作り方   | ・図工でおもちゃを作り、その作り方について説明する文章の書き方を、国語で学ぶ。  |
| 小3        | 国語<br>特活 | 気持ちをこめて「来てください」<br>学習発表会   | ・学習発表会を取り上げた単元を、実際の行事に合わせて学ぶ。            |
| 小4        | 社会<br>国語 | 小石原の人々の暮らし<br>伝統工芸のよさを伝えよう | ・社会で伝統工芸について学習し、わかったことのまとめ方や説明について国語で学ぶ。 |

|    |          |                                     |                                      |
|----|----------|-------------------------------------|--------------------------------------|
| 小5 | 理科<br>社会 | 流れる水のはたらき<br>自然災害とともに生きる            | ・理科で洪水の被害や備えについて学習し、社会で自然災害への理解を深める。 |
| 小5 | 社会<br>理科 | 日本の国土とわたしたちの暮らし<br>～沖縄の気候～<br>台風と防災 | ・台風への沖縄の具体的な備えを社会で学習し、台風と防災への理解を深める。 |

### (5) 考察

校内で実際の年間指導計画を用いて、「教科等横断的視点」について研修したり、昨年度まで各教科等の単元名や配当時間数等について、担当する教員それぞれが作成していた個別の指導計画を、全教科を見渡せるように書式を変更し、記載内容等についても精選したりしたことで教科等横断的な視点による指導内容の配列や関連付けなどの取組が少しずつではあるが進んできた。新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業のあった今年度、学校再開後も多くの制限の中での教育活動を展開していかなくてはならなかった。そのような状況下においても、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を図りつつ、各教科等の目標の達成の実現に必要な授業時数を設定するためには、カリキュラム・マネジメントの視点による指導内容の精選や効果的な指導の実施などが、これまで以上に求められると考える。今回の小学部・中学部学習指導要領においては、学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、各教科等の特質や学校の特色を生かしながら、教科等横断的な視点で育てていくことが求められている。引き続きカリキュラム・マネジメントの中で資質・能力の育成が図られるよう、児童生徒や学校、地域の実態、並びに児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を確認しながら学校の特色を生かした目標や指導の重点を計画して組織的に取り組んでいく。

(小西・北川)

## 引用文献

- 文部科学省 (2009). 特別支援学校高等部学習指導要領 (平成 21 年告示) .
- 文部科学省 (2017). 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 (平成 29 年告示) .
- 文部科学省 (2018a). 小学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 総則編. 東洋館出版社.
- 文部科学省 (2018b). 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編 (幼稚部・小学部・中学部) 平成 30 年 3 月. 開隆堂出版.
- 文部科学省 (2019a). 特別支援学校高等部学習指導要領 (平成 31 年告示) . 海文堂出版.
- 文部科学省 (2019b). 高等学校学習指導要領 (平成 30 年告示) 解説 総則編. 東洋館出版社.
- 文部科学省 (2020a) 特別支援学校学習指導要領解説 総則等編 (高等部) 平成 31 年 2 月. ジアース教育新社.

文部科学省（2020b）聴覚障害教育の手引：言語に関する指導の充実を目指して．＜[https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt\\_tokubetu02-100002897\\_003.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt_tokubetu02-100002897_003.pdf)＞（アクセス日 2021-02-10）